社労士 ふ く し ま 月間情報 No.179

2012.6 月号

福島県社会保険労務士会　〒960-8252

発行担当者　副会長　菅野　隆　福島市御山字三本松 19-3

http://www.fukushima-sr.com/　TEL０２４－５３５－４４３０

E-mail　fukusha@green.ocn.ne.jp　FAX０２４－５３４－５４３２

目　次

P１　県会情報　・研修会の予定　・年金・労働総合相談所

P２　連合会情報　・第８回特別研修　・通達等　・電子申請ヘルプデスク

・認証局移行スケジュールの一部変更

P３　関係機関だより・福島労働局　・厚生労働省　・東北学院大学

・協会けんぽ　・社会保険ふくしま

P５　事務局だより

1.　新規年金相談員（4 期生）養成研修会の実施について

6月25日（月）締切

2.　会員並びに年金・労働総合相談所相談員研修会及び電子申請研修会の開催について（再通知）

県　会　情　報

１．　研修会の予定

6月18日（月）コラッセふくしま	電子申請研修会	10：00～12：00	ソフトメーカーによるデモンストレーション離職票を伴う資格喪失、電子認証局の切替について、モニターの体験発表等	
	年金・労働総合相談所研修会	12：50～17：00	『年金研修』	社会保険労務士 三宅明彦氏（東京会）
			『パワーハラスメントへの対応』	職場のハラスメント研究所 所長　金子雅臣氏

２．　年金・労働総合相談所について≪これまでの相談件数≫

実施	労働		年金	
	申込件数	相談件数	申込件数	相談件数
24 年度(5 月)	1 件	1 件	2 件	2 件
5/23(水)	1 件	1 件	1 件	1 件
今年度実績	2 件	2 件	3 件	3 件
総計	H15.6～24.5　124 件		19.7～24.5　79 件	

＜相談員＞

滝川洋子・

菱沼直子

【次回相談日】　6月27日(水)　相談員　長谷川タカ子／鈴木健夫

連合会情報

１．　第８回特別研修及び代理業務試験について

申込方法の詳細は月刊社会保険労務士６月号（6 月 15 日発行予定）をご覧ください。
（6 月中旬ごろ連合会ホームページでも公表する予定です。）
申込を忘れると受講できませんので、忘れずお申込ください。

◇ 研修の内容は、①中央発信講義（30.5 時間）、②グループ研修（18 時間）、③ゼミナール（15 時間）　総 63 時間の研修となります。

◇ 第８回特別研修の実施時期は以下のとおりです。

中央発信講義　コラッセふくしま（福島市）（予定）
9 月 30 日（日）、
10 月 6 日（土）、8 日（月）、13 日（土）、14 日（日）

グループ研修　コラッセふくしま（福島市）（予定）
10 月 23 日（火）、27 日（土）、28 日（日）

ゼミナール　平成 24 年 11 月 9 日（金）　６時間
11 月 10 日（土）　６時間
11 月 17 日（土）　３時間（午前）

代理業務試験　11 月 17 日（土）　２時間（午後予定）

２．　連合会 HP 会員専用ページ情報

以下について、連合会ＨＰ会員専用ページに掲載されておりますので、ご確認ください。
http://www.shakaihokenroumushi.jp/social/explanation.html

＜通達情報＞

- 平成 24 年度全国安全週間の実施に伴う協力依頼について
- 「建築物等の解体等の作業での労働者の石綿ばく露防止に関する技術上の指針」の制定について
- 国民年金・厚生年金保険障害認定基準の一部改正及び診断書の項目改正について
- 国民年金・厚生年金保険障害認定基準の一部改正に伴う関係通知の廃止について
- 特定健康診査等の実施に関する再協力依頼について

＜トレンドボックス＞

- 「平成２３年度雇用均等基本調査」の結果公表（速報）について
- 平成２４年度の両立支援助成金（事業所内保育施設設置・運営等支援助成金）の支給について
- 障害基礎年金、障害厚生年金及び特別障害給付金等の障害認定に係る再診断の事務の取扱いについて
- 平成２４年４月以降の国民年金保険料免除期間に係る基礎年金額について
- 平成２４年度個別労働紛争解決制度施行状況
- 平成２４年度年金額改定にかかる対応等

３．　電子申請情報

電子申請に関する詳しい情報については、連合会ＨＰをご覧ください。
http://www.shakaihokenroumushi.jp/social/application/

【電子申請ヘルプデスクについて】

連合会では、電子申請の利用促進策の一環として、労働保険の年度更新ならびに算定基礎届の提出時期に合わせて「電子申請ヘルプデスク」を設置しています。

事業主の電子署名等に代わる取扱い（送信代理・アクセスコード）や、昨年１１月より申請可能となった離職票の交付を伴う雇用保険被保険者資格喪失届など、申請方法に関する問い合わせやご質問は下記ヘルプデスクをご利用ください。

≪電子申請ヘルプデスク≫

【電話番号】　03-6225-4867

【設置期間】　平成２４年５月２８日（月）～７月１３日（金）　（土日祝日を除く）

【受付時間】　午前　10:00~12:30　午後　13:30~16:30

なお、e-Gov 電子申請システムの設定方法や、磁気媒体届書作成プログラムなどに関する質問等は、下記までお問い合わせください。

●年度更新申告書の記載方法等について

年度更新コールセンター　・0120-995-986　（開設期間・受付時間）9：00～17：00

平成 24 年 5 月 28 日（月）～7 月 20 日（金）（土日祝日を除く）

●e-Gov 電子申請システムの初期設定（動作環境の確認、Java の設定等）や操作方法について

電子政府利用支援ｾﾝﾀｰ・0570-041-041　・017-721-0363（IP 電話等をご利用の場合）

（受付時間）　平日 9：00～19：00　土日祝日 9：00～17：00

●磁気媒体届書作成プログラムを用いた電子申請（磁気媒体届書作成プログラムのインストール、利用方法）について

日本年金機構電子申請・磁気媒体申請照会窓口

・0570-000-381　・03-6700-1188（IP 電話等をご利用の場合）

（受付時間）　平日 8：30～17：15

※月曜日（月曜日が休日の場合は火曜日）は 19：00 まで

第２土曜日 9：30～16：00

●処理状況、処理結果など提出内容に関する問い合わせについて

提出先の事務ｾﾝﾀｰ（一部の地域は年金事務所）または公共職業安定所にお問い合わせください。

●業務ソフトに関する問い合わせについて

ご利用の業務ソフトを提供している各業務ソフト会社にお問い合わせください。

【認証局移行スケジュールの一部変更について】

既にご案内してまいりました全国社会保険労務士会連合会認証局（以下「現行認証局」という。）の移行につきましては、現在準備を進めているところですが、 当初の予定より遅れる見込みとなったため、移行スケジュールを一部変更することとなりました。変更は以下のとおりです。 なお、移行に際しましては、電子証明書（以下「証明書」という。）の発行を行わない期間が発生しますので、くれぐれもご注意いただきますようお願いいたします。

（新認証局）

	変更前	変更後（予定）
利用申込書の送付	平成 24 年 9 月以降	平成 24 年 10 月中
発行開始	平成 24 年 10 月	平成 24 年 11 月中

（現行認証局）

	変更前	変更後（予定）
発行申請受付期限（※）	平成 24 年 7 月 31 日	平成 24 年 8 月 31 日

※当日消印有効

【現行認証局の証明書の更新に関するご注意】

平成 24 年 10 月から新認証局における証明書発行開始までの間は、現行認証局・新認証局ともに証明書を発行いたしません。

特に、平成 24 年 8 月から 12 月の間に、現行認証局の証明書の有効期限を迎える方は、証明書を利用できない期間が発生する恐れがありますので、あらためてご自身の証明書の利用状況等をご勘案のうえ、必要な場合は、平成 24 年 8 月 31 日（消印有効）までに現行認証局の証明書の発行申請を行っていただきますようお願いいたします。

関係機関だより

1．　東北学院大学院法学研究科入試説明会のご案内（P11）
2．　雇用促進税制がスタートしました(P12～)･･･厚生労働省
3．　「男女が共に働きやすい職場づくりセミナー」の開催について（チラシ）
･･･福島労働局

協会けんぽ

1. 財政基盤強化に向けた行動に対する協力のお願い

協会けんぽでは、医療保険制度の構造的な問題の見直しを国に求める署名活動を行っています。毎月の健康保険料に関わる問題です。皆様のご協力をお願いいたします。詳しくは協会けんぽホームページをご覧ください。

http://www.kyoukaikenpo.or.jp/news/detail.1.99969.html

2. 月刊健宝、メールマガジン配信

協会けんぽ福島支部では、毎月「月刊健宝」を発行しており、健康保険制度のタイムリーな情報をお伝えしております。協会けんぽHP　福島支部　広報紙「月刊健宝」のページをご覧ください。

http://www.kyoukaikenpo.or.jp/13,0,78,493.html

事務局だより

※ 県会HP （http://fukushima-sr.jp）への月間アクセス数情報

5 月 1 日～31 日　総アクセス数 818 （内訳：新規　412 リピーター　406）

会務報告及び予定

5月　8日　法務局より評価委員の推薦依頼（事務局）
　　8日　中央会より65歳以上雇用確保事業における講師派遣依頼（事務局）
　　11日　中小企業支援事業　第１回推進委員会、研修会（事務局）
　　15日　経営労務監査推進特別委員会（事務局）
　　15日　年金事務所との打合せ（事務局）
　　15日　震災遺児等支援事業に関する会議（福島グリーンパレス）
　　18日　福島県土地家屋調査士会総会（ホテルサンルート白河）
　　23日　第109回年金・労働総合相談所（事務局）
　　25日　福島県行政書士会総会（ホテルサンルート白河）
　　26日　福島県司法書士会総会（ホテルサンルート白河）

6月　1日　年金・労働総合相談所正副所長会議（事務局）
　　1日　災害対策推進特別委員会、第10回常任理事会（事務局）
　　5日　全国政連第142回幹事会
　　6日　連合会理事会（東京会館）
　　7日　日本年金機構東北ブロック本部及び東北福島年金事務所との連絡会議
（東北福島年金事務所）
　　7日　福島県労働保険事務組合連合会総会（杉妻会館）
　　12日　第35回定時総会（スパリゾートハワイアンズ）
　　15日　北海道・東北地域協議会平成24年度定例会（ホテルメトロポリタン山形）
　　15日　福島支部研修会（福島テルサ）
　　16日　街角の年金相談センターセンター長・部門長会議（秋葉原ＵＤＸ）
　　18日　会員並びに年金・労働総合相談所相談員研修会及び電子申請研修会
（コラッセふくしま）
　　21日　経営労務監査推進特別委員会（事務局）
　　22日　兵庫県会訪問（事務局）
　　27日　第110回年金・労働総合相談所（事務局）
　　28日　連合会正副会長会、全国政連正副会長会（東京会館）
　　29日　全国政連定期大会、連合会総会（東京会館）

会員異動報告

	支部	名簿ﾍﾟｰｼﾞ	氏　　名	事務所・勤務先の名称・所在地・電話番号等
【変更】	会津	P23	後藤　烈史	会津・勤務→福島・開業 後藤烈史社会保険労務士事務所 二本松市金色 402-1　２階 TEL 0243-24-1869 FAX 0243-24-1889
	いわき	P23	北村　巧	勤務→開業 北村巧社会保険労務士事務所 いわき市常磐上湯長谷町湯台堂 135-117 TEL 0246-43-4160
【抹消】	相馬	P19	八巻重幸	5/17 付退会

福島社発第　　５３　号
平成２４年　６月１０日

会　員　各　位

福島県社会保険労務士会
会　長　鈴　木　健　夫
（公印省略）

新規年金相談員（４期生）養成研修会の実施について

謹啓　梅雨の候ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平成 22 年 1 月 4 日、日本年金機構から全国社会保険労務士会連合会の受託による「街角の年金相談センター福島」（以下「年金相談センター」という。）の運営が開始され、今年で３年目を迎え更なる年金相談内容の質とサービスの向上に努めているところです。

今年度も新規年金相談員（４期生）養成研修会を下記のとおり実施いたしますので、受講を希望される方は、8 月 12 日（金）までにお申し込みください。

年金マスターになるためには、県会実施の年金グループ研修を受講し、連合会が指定する「年金相談実務者研修」（以下「実務者研修」という。）を修了、年金相談センターでの一般年金相談を一定期間以上従事する「相談実習」が必要です。

なお、日本年金機構からの業務委託契約が平成 25 年 3 月 31 日までとなっており、来年度以降の年金相談員養成研修は、実施できるかどうか未定となっておりますので申し添えます。

記

県会が行う年金相談事業の目的

対面により国民の立場・目線に立った丁寧でわかりやすい社労士らしい年金相談によって、国民の安心・安全・年金制度への信頼回復を図る。

これらの活動を通じ社会に貢献することと同時に、国民に社労士が頼れる年金の専門家であることを広め、社労士事務所の経営と社労士制度の発展に大きく寄与することを目的とする。

年金相談員に求めるもの

前記の目的を達するため、年金相談員は、当然、年金事務所職員と同等以上の年金知識と相談能力が求められ、更に、社労士の特色として親切・丁寧・わかりやすく且つ的確な相談能力の向上に心がけなければならない。そのために年金の知識等だけでなく、相談のあり方、応接態度や言葉遣い等、相談実務の基本や接遇の訓練も重要である。

年金相談センターでの業務は、主に年金の裁定請求書等の受付と相談であり、正確な知識に加え、WM 操作の習熟、的確な事務取扱が求められる。

1. 年金グループ研修　1回約5時間　全4回　全20時間

（１）　日　時　　平成 24 年 **7 月 5 日（木）、7 月 12 日（木）、7 月 19 日（木）、26 日（木）**

（２）　**場　所**　　県会事務局　　福島市御山字三本松 19-3

（３）　**研修方式**　ゼミナール方式（グループ毎に研修項目の発表者を決め、発表をもとに討議）

（４）　**テキスト**　「現場力を高める年金相談Ｑ＆Ａ　①～③」

（５）　**対象者**

次の①～③すべてを満たす者とし、新規受講者を優先とする。（ただし、定員に達しない場合、参加可。受講希望者には、申込締切後に受講の可否を連絡します。）

①　年金相談センター及び日本年金機構、ゆうちょ銀行、ハローワーク等で行う年金相談等に協力できる者又は将来協力する者

②　社会保険労務士賠償責任保険に加入している者又は加入の手続きを取る者

③　県社労士会が行う倫理研修を受講した者又は該当年度に必ず受講できる者

（６）　**費　用**　　テキスト代：3,360 円

第１回時に持参してください。（お釣りのないようお願いいたします。）

2. 年金相談実務者研修

（１）　**対象者**　　県会実施の年金グループ研修を受講した者及び平成 24 年度受講する者

（２）　**研修内容**（３部構成）

① **自宅研修**～ｅ-ラーニングによる自習

② **集合研修**　７時間

日　時　　**８月４日（土）**９：00～15：00　　個人情報、その他

15：00～17：00　　制度等能力確認及び解説

場　所　　県会事務局（福島市御山字三本松19-3）

③ **WM研修**　14時間

日　時　　未定（９月の土曜日のうち２日）

１日目　　９：00～17：00　　WMの基本操作等

２日目　　９：00～15：00　　WMロールプレイ

15：00～17：00　　WM能力確認

場　所　　街角の年金相談センター福島（福島市北五老内町）

3. 相談実習

（１）　**対象者**　　実務者研修を受講した者及び平成 24 年度受講する者

（２）　**相談実習の内容等**

10月から街角の年金相談センター福島において、実際に相談担当者としてWMを操作し年金相談に従事していただき、定める期間内のWM操作実習に従事した日数（10月～25年３月（６ヶ月）の間に36日以上）及び習得スキルにより「年金マスター修了証」を発行します。

4. 申込締切　　<u>６月25日（月）必着</u>

5. その他

研修の際の昼食は、各自準備してください。

研修について、止むを得ない事情により参加できなくなった場合には、事前に県会事務局（TEL　024-535-4430）へご連絡ください。

締切後にお申し込みの場合、テキストは各自ご購入ください。

平成２４年　　月　　日

福島県社会保険労務士会会長　様

新規年金相談員養成年金研修会　受講申込書

会員氏名		テキスト	要　・　不要

1. 年金グループ研修　1回約5時間　全4回　全20時間

☐ 受講します。
☐ 受講しません。（平成　　年受講済み）

2. 年金相談実務者研修

☐ 受講します。
☐ 受講しません。（平成　　年受講済み）

3. 相談実習

☐ 受講します。
☐ 受講しません。

あらかじめ参加できない日がある場合は、申し出てください。（個別に相談いたします。））

6/10 再通知

福島社発第　　２８　号
平成２４年　５月１０日

会　員　各　位

福島県社会保険労務士会
会　長　鈴　木　健　夫

会員並びに年金・労働総合相談所相談員研修会及び
電子申請研修会の開催について

謹啓　時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。
平素より当会の運営につきましては、格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。
さて、標記研修会を下記要領により開催することといたしました。
ついては、ご多用中とは存じますが、万障繰り合わせのうえご出席くださいますようご案内申し上げます。

記

１．日　　時　　平成 24 年 6 月 18 日（月）　　10：00～17：00

＜電子申請研修会＞

受　　付	9：30～
会長挨拶	10：00～10：10
研 修 会	10：10～12：00

＜年金・労働総合相談所研修会＞

受　　付	12：15～
会長挨拶	12：45～12：50
研 修 会	12：50～17：00

２．場　　所　　コラッセふくしま　5F　研修室
（福島市三河南町 1-20　　TEL：024-525-4089）

３．対 象 者　　会　員（会員事務所職員の参加はできません）
電子申請研修会は、会員事務所職員の参加も可能です。

４．内　　容

＜電子申請研修会＞

10：00～10：10	会長あいさつ
10：10～11：00	ソフトメーカーによるデモンストレーション（2 社　各 25 分）
11：10～11：40	離職票を伴う資格喪失・電子認証局の切り替えについて
11：40～11：50	モニターの体験発表
11：50～12：00	電子化推進特別委員長あいさつ

＜会員並びに年金・労働総合相談所相談員研修会＞

12：45～12：50	会長あいさつ
12：50～14：50	年金研修

〇障害年金加算の改正について
〇平成 24 年年金改正について
・「社会保障・税一体改革」における年金関連項目内容
・新年金制度（最低保障年金と所得比例年金）の見通し試算等

・平成 24 年 4 月からの年金額改定、特例水準解消による 10 月からの年金額改定
〇その他の最新年金情報
講師　　社会保険労務士　三宅明彦　氏（東京会）

15：00～17：00　**「パワーハラスメントへの対応」**

講師　　職場のハラスメント研究所　所長　金子雅臣　氏

＜プロフィール＞ 労働ジャーナリスト。東京都にて長年、労働相談に従事。ルポライターとしても活躍。退職後、労働ジャーナリストとしての執筆などのかたわら、講演、指導などを多数手がける。主な著書に「パワー・ハラスメントなんでも相談」（日本評論社）、「部下を壊す上司たち」（PHP 出版）など

5．申込方法　　準備の都合がありますので、参加される方は必ず裏面の「参加申込書」により 6 月 5 日（火）まで事務局にお申込みください。

6．費　　用　　**参 加 費　3,000 円**
（当日、会場で申し受けます。釣銭のないようご準備ください。）

7．そ の 他　　昼食は各自ご準備ください。

会場ご案内図

● JR福島駅西口より徒歩3分　　東北自動車道福島西IC、飯坂ICから車で約15分
● 駐車場　コラッセふくしま有料駐車場　100 台（30 分まで無料、以降 30 分毎 100 円）。
近隣に有料駐車場（民間）あり（30 分 100 円～150 円）

●コラッセ周辺拡大案内

締切　6 月 5 日（火）

福島県社会保険労務士会行（FAX：024-534-5432　e-mail：fukusha@green.ocn.ne.jp）

電子申請研修会及び年金・労働総合相談所研修会参加申込書

平成 24 年　　月　　日

6 月 18 日（月）開催の

☐ 電子申請研修会に
＿＿＿＿人（＿＿＿＿＿＿＿＿・＿＿＿＿＿＿＿＿）参加します。

☐ 年金・労働総合相談所研修会に参加します。

＿＿＿＿＿支部　　氏　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

2012/05/28

東北学院大学大学院法学研究科入試説明会のご案内

大学院法学研究科入試説明会を下記の要領で開催します。関心をお持ちの方のご参加をお待ちしております。

****

○日時:7月14日(土)　第1回目:13時～
　　第2回目:14時30分～

○場所:東北学院大学サテライトステーション会議室

場所	仙台市青葉区一番町2-2-13　仙建ビル1階
連絡先	TEL. 022-212-6210（直通） FAX. 022-212-6230

○対象者:主に社会人

※法や政治についてもっと勉強してみたい方（裁判員制度、家庭の法律問題等）
※社会人で、仕事の役に立つ新知識を学びたい方（倒産処理、金融取引等）
※税理士、行政書士、社労士、司法書士などの資格試験受験や公務員試験受験を目指す方
※将来、研究者になりたい方
※教員専修免許状を取得したい方
※大学院についてもっと詳しく知りたい方

尚、社会人向けには、１０月にも入試説明会を開催する予定です。

○内容:（１）大学院法学研究科入試（特に社会人特別選考）の出願資格・時期・方法等
（２）学生生活全般：施設利用法・奨学金・指導方法・修士論文作成法等
（３）法学研究科の今後の方針：平成２５年度からの新カリキュラムの概要
（４）質疑応答

○連絡先:東北学院大学法学研究科長:陶久利彦(すえひさ　としひこ)
tel:022-721-3329(研究室),e-mail:suehisa@tscc.tohoku-gakuin.ac.jp

****

（事業主の方へ）

～雇用促進税制がスタートしました～

雇用促進計画の提出手続き

（雇用促進税制の適用を受ける場合）

雇用促進税制とは、前年より従業員を一定以上増やす等の要件を満たした事業主が、法人税（または所得税）の税額控除の適用が受けられる制度です。適用を受けるためには、あらかじめ「雇用促進計画」の提出が必要です。

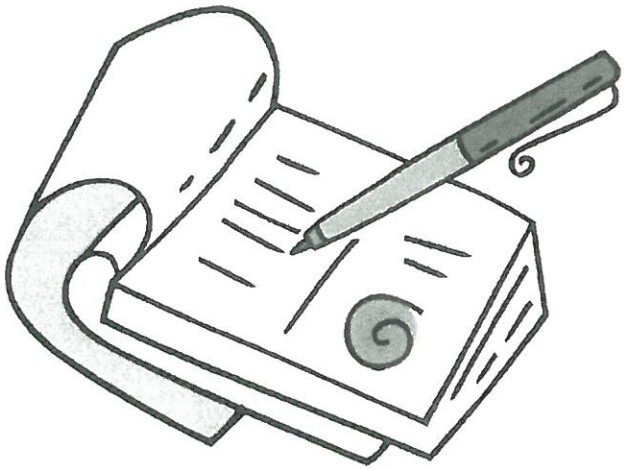

【ポイント】

○　雇用促進税制の適用を受けるためには次の手続きが必要です。

①雇用促進計画をハローワークに提出

➡　事業年度開始後２か月以内

②雇用促進計画の達成状況について、各都道府県労働局（またはハローワーク）の確認を受ける

➡　事業年度終了後２か月以内（個人事業主は３月15日まで）

○　雇用促進計画は、本社・本店が、すべての雇用保険適用事業所分（連結納税制度を適用している法人の場合は、連結子法人を含む）をまとめて、納税地を管轄するハローワークに提出してください。

○　次の場合は、雇用促進税制の対象となりません。

・適用年度とその前事業年度に事業主都合の離職があった場合

・適用年度に一定の雇用増加がない場合　　など

ひと、くらし、みらいのために

厚生労働省・都道府県労働局

ハローワーク

LL 231122 政01

■ 雇用促進税制の概要

◆ 平成23年４月１日から平成26年３月31日までの期間内に始まる各事業年度（以下「適用年度」といいます）(※1)において、雇用者増加数５人以上（中小企業は２人以上）、かつ、雇用増加割合（※2）10%以上等の要件を満たす企業は、雇用増加数１人当たり20万円の税額控除（※3）が受けられます。

※１　個人事業主の場合は、平成24年１月１日から平成26年12月31日までの各暦年

※2　雇用増加割合　＝　$\frac{\text{適用年度の雇用者増加数}}{\text{前事業年度末日の雇用者総数}}$

※3　当期の法人税額の10%（中小企業は20%）が限度になります

■ 対象となる事業主の要件

◆ 青色申告書を提出する事業主であること

◆ 適用年度とその前事業年度に、事業主都合による離職者※ がいないこと

※　雇用者（雇用保険一般被保険者）であった離職者が、雇用保険被保険者資格喪失届の喪失原因において、「３ 事業主の都合による離職」に該当する場合を指します。
なお、雇用保険一般被保険者とは、高年齢継続被保険者、短期雇用特例被保険者、日雇労働被保険者以外の被保険者をいいます。

◆ 適用年度に雇用者（雇用保険一般被保険者）の数を５人以上（中小企業※の場合は２人以上）、かつ、10%以上増加させていること

※中小企業とは以下のいずれかを指します。（詳細は租税特別措置法第42の4および同法施行令を参照）
・資本金１億円以下の法人
・資本もしくは出資を有しない法人のうち常時使用する従業員数が1000人以下の法人

◆ 適用年度における給与等※1の支給額が、比較給与等支給額※2以上であること

※１ 給与等とは、使用人に対する給与であって、法人の役員と特殊の関係のある使用人（役員の親族など）に対して支給する給与および退職給与の額を除く額をいいます。
※２ 比較給与等支給額 ＝ 前事業年度の給与等の支給額
＋（前事業年度の給与等の支給額×雇用増加割合×30%）

◆ 風俗営業等※を営む事業主ではないこと

※「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」に定められている風俗営業および性風俗関連特殊営業
キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホール、麻雀店、パチンコ店など

◎ **次の事業年度については、雇用促進税制の適用はありません**

・設立（合併による設立を除く）の日を含む事業年度
・解散（合併による解散を除く）の日を含む事業年度
・清算中の各事業年度

■ 確定申告までの流れ

（※）の説明は次ページをご覧ください。

事業年度開始

①**事業年度開始後**２か月以内に本社・本店を管轄するハローワークに雇用促進計画を提出（※１）してください

雇用促進計画提出

必要書類

- **「雇用促進計画－１」**　１部
- **「雇用促進計画－２」**　１部
- **主たる事業所の雇用保険適用事業所番号が分かる書類**　１部
  （例：雇用保険適用事業所設置届・変更届の事業主控えの写し　など）

➡ ハローワークは、「雇用促進計画－１」に受付印を押印して返却します（この押印は、収受の事実を確認するものであり、内容を確認したことを証するものではありません）。計画開始時の雇用保険一般被保険者数は、計画期間終了後にあわせて確認します。
　返却された雇用促進計画は、事業年度終了まで大切に保管してください。

事業年度中

ハローワークが新規の雇い入れを支援します。
最寄りのハローワークに求人申込みをしてください！

事業年度終了

②**事業年度終了後**２か月以内（個人事業主は3月15日まで）に、本社・本店を管轄するハローワークに雇用促進計画の達成状況の確認を求めてください。（※２）

達成状況提出

必要書類

- 計画開始時に押印された**「雇用促進計画－１」**に雇用増加数などの達成状況を追記したもの　１部
- **返信用封筒**（返送先を記入し、簡易書留の所要額の切手を貼り、「雇用促進計画在中」と明記）　１部
- 【計画期間中に分割・合併などの企業組織再編を行った場合】
  「雇用促進計画－３」　１部
- 【一般被保険者の中に役員の特殊関係者および使用人兼務役員が含まれる場合】（※３）
  任意の様式による報告　１部

2週間～1か月

➡ ハローワークは、提出いただいた書類を預かり、各都道府県労働局（またはハローワーク）が、雇用促進計画の達成状況を確認した上で、「雇用促進計画－１」を返送します。お預かりしてから返送までに約２週間（４～５月は１か月程度）要しますので、確定申告期限に間に合うようご留意ください。
　なお、雇用促進計画の達成状況の確認とは、確認の時点において把握できた雇用保険適用事業所に関する情報に基づき、「雇用促進計画－１」の記入内容を確認するものです。記入内容と各都道府県労働局（またはハローワーク）が確認できた内容とが異なる場合は、確認できた内容に朱書き修正の上、計画終了時確認印を押印して返送します。

返　送

確定申告

③達成状況の確認を受けた「雇用促進計画－１」の写しを確定申告書等に添付して、税務署に申告してください。

―　改正育児・介護休業法　全面施行直前　セミナー　―

男女がともに働きやすい職場づくりセミナー

○　1歳までの育児休業制度だけ作って安心していませんか？　短時間勤務や介護休暇など他の各種制度を導入・整備する必要があります。

○　職場のセクシュアルハラスメントは初期対応が重要。いざというときのためのセクハラ対策出来ていますか？

福島労働局雇用均等室では、平成24年7月1日に全面施行となる「改正育児・介護休業法」への対応や「男女雇用機会均等月間（6月）」に鑑み男女がともに活躍できる職場づくりや職場のセクシュアルハラスメント対策について、総合的に説明し、併せて個別相談会を行う標記セミナーを下記により開催します。ぜひ、ご参加ください。

＊　日　時　　平成２４年６月１９日（火）１３：３０～１６：３０

＊　場　所　　ホテル福島グリーンパレス　「瑞光の間」
（福島市太田町１３－５３／電話０２４－５３３－１１７１）

＊　内　容
（１）説明「改正育児・介護休業法及び
改正ポイントに対応した規定の整備について」
（２）説明「男女雇用機会均等法及び
職場のセクシュアルハラスメント対策について」
（３）説明「両立支援助成金等について」
（４）個別相談会

＊　対象者　事業主、企業の人事労務担当者、労働者　等
＊　費　用　無料　　＊　定　員　　３００名
＊　主　催　福島労働局　　（定員に達し次第締切ります）

◎下記参加申込書に必要事項をご記入の上、福島労働局雇用均等室（FAX:024-536-4658）までFAXでお送りください。（お問い合わせは、TEL:024-536-4609）

切取不要

☆　男女がともに働きやすい職場づくりセミナー参加申込書　☆

事業場名		業種	
所在地 （電話番号）	（　　－　　－　　）		
ご担当者名		所属・役職名	

既に個別相談のご希望がおありの場合は、ご相談項目に○をお願いします。

①育児・介護休業法関係　②男女雇用機会均等法関係　③両立支援助成金関係
④その他（※具体的に　　）

福島社発第　６４　号
平成２４年 ６月１０日

会　員　各　位

福島県社会保険労務士会
会　長　鈴　木　健　夫
（公印省略）

平成24年度における東日本大震災復興支援事業への協力のお願い

謹啓　日頃より当会の運営にご協力を賜わり感謝申し上げます。

平成２３年度は、避難所での無料相談からはじまり町ぐるみ避難市町村における３月までの無料相談、被災県民や被災中小企業を対象とした特別講演会等、会員の皆様に多大のご協力をいただきましたことに厚くお礼申しあげます。

さて、平成２４年度については、東日本大震災災害対策特別委員会並びに理事会で協議し「平成２４年度第３５回定時総会議案書　平成２４年度事業計画」にありますように、福島県の復興は相当長期間を要することと県民の総力結集が不可欠なことからセイフティーネット～社会保障分野を担う専門士業として、又未曽有の困難にある福島県の一員として可能な限り、引き続き被災者や被災中小企業の支援をしていくこととしております。

今年度も、県会と支部が一体となり、各地域の状況等を踏まえたきめ細かな支援を考えており、被災者支援の無料相談会や中小企業を対象としたセミナーの開催を企画・実施する予定でおります。

福島県は、原発事故で町ぐるみで避難を強いられ、仮設住宅も県内各地に点在し、先行き見通しの立たない不安な厳しい生活を余儀なくされている県民は15万余名に達しております。郷土「ふくしま」の復興の一助となるよう会員各位のお力添えを強く願うところです。

つきましては、当該支部から復興支援事業についての協力の要請が参ることになっておりますので、ご協力をいただけますようお願い申し上げます。

謹白